

秋田県告示第99号

秋田県立体育館条例(昭和43年秋田県条例第55号)第11条第2項の規定により、次のとおり秋田県立体育館の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立体育館の利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年2月27日

秋田県知事 鈴木健太

第1 貸切使用する場合の利用料金

(1) 大体育場及び小体育場の利用料金

区 分				利用料金の額(1時間につき)			
				午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時までの時間以外	
大体育場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	940円	940円	1,780円	
			使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき	1,980円	1,980円	3,680円	
		その他催物に使用するとき	平日	7,870円	7,870円	14,780円	
			土曜日・日曜日・休日	9,400円	9,400円	17,800円	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	2,170円	2,170円	4,190円	
			使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき	4,540円	4,540円	8,800円	
		その他催物に使用するとき	営利を目的としない催物であるとき	平日	13,860円	17,340円	30,490円
			土曜日・日曜日・休日	16,630円	20,790円	36,560円	
	営利を目的とする催物であるとき	平日	27,720円	34,640円	60,970円		
		土曜日・日曜日・休日	33,250円	41,570円	73,210円		
小体育場	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	250円	250円	480円		
		使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき	530円	530円	970円		
	その他催物に使用するとき	平日	2,050円	2,050円	3,850円		
		土曜日・日曜日・休日	2,450円	2,450円	4,630円		

備考

- この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- この表において「児童生徒」とは、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒(これらの者に準ずる者を含む。)をいう。
- この表に定める時間の区分ごとに、使用時間が1時間未満であるときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 大体育場の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、入場料を徴収する場合の利用料金の額とする。

(2) 付属施設及び付属設備の利用料金

区 分	利用料金の額	
	アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき
トレーニング室	1時間につき 560円	1時間につき 710円
会議室	1時間につき 340円	1時間につき 500円
ステージ	1時間につき 340円	1時間につき 500円

浴室	1回につき	830円	1回につき	1,100円	
温水シャワー	1室1時間につき	340円	1室1時間につき	500円	
電光掲示板	1組1時間につき	560円	1組1時間につき	710円	
ピアノ	1時間につき	560円	1時間につき	710円	
椅子	1脚1回につき	30円	1脚1回につき	30円	
放送設備	入場料を徴収しない場合	1時間につき	430円	1時間につき	560円
	入場料を徴収する場合	1時間につき	830円	1時間につき	1,100円

備考

- この表に掲げる施設(浴室を除く。)及び設備(いすを除く。)の使用については、使用時間が1時間未満であるときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 放送設備の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、入場料を徴収する場合の利用料金の額とする。

(3) 照明等の利用料金

区 分		利用料金の額 (1時間につき)	
		アマチュアスポーツ に使用するとき	その他の催物 に使用するとき
照明	全館(会議室を除く。)	4,690円	6,100円
	大体育場	全灯使用	4,560円
		2分の1減灯使用	3,080円
	小体育場	460円	580円
	会議室	40円	50円
	ステージ	220円	300円
暖房	全館(会議室を除く。)	5,050円	6,580円
	大体育場	3,510円	4,690円
	小体育場	820円	1,040円
	会議室	90円	120円
特殊電源装置に係る電気		実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額	実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額

備考 使用時間が1時間未満であるときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする

第2 貸切使用によらず使用する場合の利用料金

(1) 体育館(温水シャワーを除く。)の利用料金

区 分	利用料金の額 (午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までのそれぞれの時間区分ごとに1人につき)
小学校児童及び中学校生徒	60円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	140円
一般	270円

(2) 温水シャワーの利用料金

1人1回につき150円

第3 体育館の施設(前2号に規定するものを除く。)の利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
建物の使用に係るもの	1平方メートルにつき1年	1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の8.8を乗じて得た額

備考

- 使用面積が1平方メートル未満であるとき又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については月割をもって計算する。ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については日割をもって計算する。

- 3 利用料金の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 4 この表（備考5を除く。）の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料金の額は、100円とする。
- 5 電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料金のほかに、実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。